

2019年～ 2020年度
政策調査会報告書

慶讃法要のその先を見据えた宗門の未来像を考える

真宗興法議員団

— 目 次 —

ご 挨拶	1
「教学教化」部 会	2
「財 政」部 会	12
「制 度」部 会	22
「組 織」部 会	30
政策調査会各部会構成名簿	40

ご 挨拶

真宗興法議員団はこの2年間、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年の先にある宗門を憶念し、政策調査会にて様々に検討を続けてまいりました。あらためて、ここにその報告をお送りさせていただきました。

さて、ご存知のように、新型コロナウイルス感染症拡大という大変厳しい状況の中、昨年の宗会は宗・参両議会とも文章審議を経て、三日間の招集で採決をいたしました。議会では感染が広まることによる甚大な被害、また、収束しても新生活がどのようなものになるのか、宗門の未来を想い、大きな危機感に包まれていました。

情報が不足する中、宗会直後に真宗興法議員団は『同朋公議』を皆様に送らせていただき、地域の情報提供のお願いをし、多くのお声を頂いたことでもあります。また、議会の要望を受けて、2021年3月号『真宗』において「新型コロナウイルス感染症の影響下における寺院の教化活動の工夫に関する調査報告」が出されました。その調査結果から、寺院・教会からは、「仏事の簡略化に関する悩み」・「寺離れに拍車がかかることへの懸念」が、また同時に、門徒からは、「お参りがしたい」・「仏法が聞きたい」という要望が強いことが判明いたしました。

法然門下の系譜を示す『法水分流記』にありますように、親鸞聖人は「五義」ではなく、「四門徒」中の「大谷門徒」に身を置かれました。それは「よろこぶべきことを、よろこばぬ」わが身、念仏を忘れる自分が、隣におられるお同行が申す念仏により、一番大切なことを思い出させていただけるとその場に身を置くことを、宗祖は何よりも大切にされたからではないかと思えます。

我々は感染予防のための自粛により「門徒が寺院に行かないことが日常」とならないよう、困難な状況ではありますが、宗祖が願われた念仏の僧伽を求めて集うことのできる「場」を確保しなければなりません。

興法議員団は皆様と共に、先ず、ポストコロナの時代、「集まる教化の場の回復」を何としても成し遂げ、続けて宗門の次世代を担ってくださる同朋と共に、宗門の未来について、活発に意見交換をしながら施策を立ち上げてまいりたいと存じます。

今般の宗会では、慶讃法要とその向こうにある宗門の姿を思いながら、行財政改革の骨子を検討するスタートラインに立ちました。引き続き、真宗興法議員団に多くのお声を寄せていただけますようお願い申し上げます。

2021年8月

真宗興法議員団 政策調査会
会長 木越 渉

「教学教化」部会

主任 尾畑 英和

はじめに

2023年宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要を2年後に控え、教学教化の視点から、今、何が喫緊の課題であるのか、また慶讃法要後の宗門はいかなる方向に歩いていくのかという根源的な課題を憶念しつつ、2020年・2021年の2年間、10名の部会員が闊達な調査研究・議論・提案を行ってきました。

2020年当初から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、宗門の危機と言われる「教化の過疎」がさらに進み、寺院を取り巻く環境は厳しさを増していることは誰もが感じる現実です。私たちの持つ常識が変容し、人間関係のあり方・価値観も大きく変容する中で、宗門の存立の基盤とは何か、私たちは何を根拠としてあるべきかとともに問うていくことが大切であると考えます。慶讃法要テーマ「南無阿弥陀仏 人と生まれたことの意味をたずねていこう」を人間存在の根本課題と捉え、教学と教化を宗門存立の柱として、今一度この原点に回帰し歩むことが願われています。

従前の課題から引き継いだ内容も含め、今期の部会において多くの時間を費やした重要課題についての調査研究の報告をここにさせていただきます。

- I 教化の現状とコロナ下での教化支援
- II 「是旃陀羅」問題における課題共有
- III 聖教編纂室の恒常化
- IV 親鸞仏教センターを含む3機関の連携
- V 掲示板による伝道教化の更なる推進
- VI 聖徳太子千四百回御忌を機縁として
- VII 教化面における「行財政改革」の推進
- VIII 教化の視点に立った「兼任住職」制度の導入
- IX 教師養成にかかる諸問題

I 教化の現状と新型コロナウイルス感染症状況下における支援

私たちの宗門は、「宗祖親鸞聖人の開顕された阿弥陀如来の本願名号を行信する願生浄土の仏道が人類平等の救いを全うする普遍の大道である」と宗憲前文に示されています。

かつて「教団問題」をくぐり抜け、その本義が見失われる危機を経て、或いは宗祖在世、宗祖が経験された「承元の法難」を通して、さらには、様々な数えきれない、人間が生きる上での困難な状況を通して、教えが真実であることを知らされ、今日の教団が成り、現在に至っていると考えます。いわば、災いや苦しみの現実を経験する中で、人間の苦悩する「身の事実」を通して、私たちは本願念仏こそが「人として生きる根拠」であることを確認し、念仏の教えに遇えたことを喜び、教えに生きる身となったのです。先んじてそのことに気づき、身をもって教えてくださった先達の尊い信仰の営みを通して、私たちのところまで「本願念仏のみ教え」が相続されてきたということ、あらためてこの厳しいコロナの時代に、私たちは再確認することが願われていると感じます。

このコロナ下において、仏事の簡略化、地域共同体・血縁共同体の崩壊が加速し、さらに寺院環境は厳しさを増しています。昨年9月に全国各組長を対象に実施された「新型コロナウイルス感染症の影響下における寺院の教化活動の工夫に関する調査」によって寺院の運営がさらに疲弊している現状、また様々な地域ごとの影響の程度の違いも明らかになってきました。「寺院活性化支援推進条例」に基づき、教区ごとに寺院活性化支援室の設置が進められ、九州教区にはすでに設置され、地域の現状に合わせた、「一カ寺の活性化」を支える体制づくりが始まっています。調査結果をもとに「他の寺院で取り組んでいる工夫事例」の情報収集に力を入れて、「寺報をつくろうオンライン講座」のような教化支援が進められています。また、「お寺におまいりしたい・教えを聞きたい」と参拝を望む声に対応した「新型コロナウイルス感染症に関する寺院・教会ガイドライン」を示し、十分な感染対策を講じた上で、教化伝道の歩みを続けていけるように、しんらん交流館ホームページ「浄土真宗ドットインフォ」において「コロナ影響下での教化活動レポート」という特集ページを設け、寺院が教化活動を継続するための視座が提供されています。さらには、オンライン教化の危険性・留意点を宗派として示し、従来からの対面教化と有機的に組み合わせたダイナミックな教化をさらに前に進めていくことが願われます。宗派として、「インターネットを活用した情報発信等に関する指針」を新たに制定し、周知を図る準備が進められていることは大切な施策であると考えます。いずれにしても、寺院が聞法道場としての本来の機能を取り戻し、「教えに出会う場」となり得るよう、引き続き宗派として「一カ寺の実情」に合わせたきめ細かなサポートを行っていく体制の強化が望まれます。自我意識を根拠とした吉凶禍福という価値観を超えていく大いなる阿弥陀如来の本願念仏の教えに遇えた歓喜と謝念とともに、教えに生きる歩みが聞法道場たる寺院を発信源とし、再発進していくことが願われます。

Ⅱ 「是旃陀羅」問題における課題共有

2022年3月3日、水平社創立百年を目途に、宗派として一定の見解を示すために、「『観無量寿経』に聞く研究会」・「部落差別問題等に関する協議会」における「企画会議」及び教務所各部門の主事を中心とした「是旃陀羅の課題に関するプロジェクト会議」において、教学会議に報告された是旃陀羅の取り組みに関する宗派施策の7つの方向性について具体的な施策の構築を検討、また、2022年以降のスケジュール等も踏まえ議論が進められています。僧侶・門徒が共に学ぶ小冊子の作成や同朋新聞での課題に関する記事の掲載等の取り組みが進められています。しかし、「旃陀羅」という言葉を聞くと「心が痛い、耐え難い」と感じる人がいることに思いが至らず、長い間明確な宗派声明を発することができていない事実、そして宗派内で十分な課題共有がなされていない事実、さらには現時点での宗派としての明確な方向性が示されていないことも事実であります。経典の読誦を含めた全宗門的な課題共有という視点から、今後どのような方向性を示していけるのか、具体的な一歩が前に進むことを強く願います。決して「是旃陀羅」の不読が目的・到達地点ではなく、不読とすることによって課題共有が進むことを願うものです。

また、この問題を「部落差別」問題の中心課題に位置付け、大谷派教師資格の必須科目として議論を醸成していくことが重要であると考えます。

本年2月26日に、小森龍邦先生（部落解放同盟広島県連顧問）が亡くなられたことは、誠に残念でありました。また、この「是旃陀羅」の課題を宗議会で深く共有するために、宗議会同朋社会推進委員会が核となり、本年3月に黒田進先生（解放運動推進本部非常勤嘱託）をお迎えし「差別問題学習会」を行い、意見発表・意見交換を行いました。

また、今年は、私たち宗議会議員の任期最終年に当たり、宗政当局の判断を尊重しながらも、先に議会（立法府）としての一定の見解を示すことが多くの議員の願いでありました。そして、宗議会において「『是旃陀羅』問題に関する決議」を行いたいという声が上がリ、同朋社会推進委員会の委員が中心となって、決議案の作成に取り組むこととなりました。時期を重ねて、真宗興法議員団政策調査会「教学教化部会」においても、文案の内容を議論・検討いたしました。様々な考えがある中で、会派を超えて議員全員が、「宗議会議員一同」として、どんな内容で発信できるかを調査・検討いたしました。結果、議員皆の思いが一つとなり、宗議会だけでなく、参議会のご賛同もいただき、宗参両会での決議が可決されたことは、今常会での大きな成果であったと考えます。この決議が、明年の3月、宗派が発する「一定の見解」の背中を押すことになると考えます。

さらには、この『仏説観無量寿経』序分における「是旃陀羅」の問題が、他の「経典」、「和讃」、「御文」等における差別的表現や読誦の問題への取り組みを進めていくための第一歩になるよう興法議員団としてつとめてまいります。

ある時、「是旃陀羅」問題について池田勇諦先生にお尋ねしたご縁で、その後お手紙をいただきご指導を賜りました。最後に、先生のお手紙からのお言葉を紹介させていただきます。

「『是旃陀羅』の問題のこと、大切な課題であるだけに共有化を願うばかりです。

1. 自己の差別体質を映しだす鏡であることに無知・無自覚であったこと、
2. その姿勢が経典まで差別教かと貶めることに加担してきたこと

この二重の罪の痛みに立つ聞法と生活が要請されているのみに存じます。」

誠に、厳しくも、自身を問うべしと御教示をいただいたことです。

Ⅲ 聖教編纂室の恒常化

聖教編纂室において『一念多念文意』・『一念多念分別事』等の聞法テキスト類や真宗聖典第2版の製作等、様々な出版物の刊行・聖教の編纂事業を鋭意進められていることは誠に喜ばしいことです。聖教編纂室は、2023年慶讃法要に向けての事業の一環として出版部内の一組織と位置付けられての部署であります。しかし、聖教編纂は、宗派の教学を下支えする重要な機関であることは言うまでもなく、慶讃法要以降もしっかり条例化し、長期計画をもって編纂事業に当たっていくことが肝要であると考えます。宗憲にある七祖聖教に係る調査・研究、また覚如上人、存覚上人をはじめ、蓮如上人の著作集の編纂にも着手していくべきであると考えます。また、「人類に捧げる教団」を謳う宗派であるならば、外国語（英語・中国語・ポルトガル語等）の訳本（翻訳事業）も宗派を挙げて取り組むべき課題であると考えます。長期的視野をもって、2023年以降も宗派の最重要機関として系統的に、継続的に運営できるよう、即刻、予算措置を講じ、今後の体制を整えていくことが必要であると考えます。

また、聖教編纂とともに、慶讃法要に向けて、『一念多念文意』のカラー影印本や持ち運び可能な『教行信証 坂東本』の縮刷カラー影印本等の製作、法語が書かれた色紙や掛け軸による記念品や賞典も慶讃法要へ向けて、記念事業の目玉として、予算措置を講じることを提言してまいりたいと考えます。教学振興という観点はもちろん、財の面からも有効な提案ではないかと考えますので、当局には充分検討していただきたいと強く要望いたします。

Ⅳ 親鸞仏教センターを含む3機関の連携

親鸞仏教センター・教学研究所・大谷大学、3機関の連携については、かねてから願われていることであります。各機関が独自の立場で課題を調査・研究されることも有

意義であることは言うまでもありませんが、昨今「近現代教行信証 研究検証」が3機関の連携のもと研究継続されていることは、発信力・注目度という視点からも誠に意義深い事業であり、当派の教学の要「坂東本」の教学的展開にとって今後の必須の事業であると考えます。今後、更なる学術分野における研究・交流並びに情報の発信が、3機関の共同作業として一層の連携のもとに進められることを期待します。今後の3機関の連携については、異領域研究の交流を実現させた清沢満之研究交流会に参画、また、親鸞仏教センターの研究員が大谷大学の教員や教学研究所所員に就くなどの人事交流が実現しており、ますます交流が盛んになり、教学振興に期すことが願われます。

さらに、親鸞仏教センターが文部科学省から科学研究費助成事業申請機関の指定を受けていることを最大限に活用し、これらの公的助成金による研究事業の充実や研究者の登用も含め、更なる可能性を模索すべきと考えます。

V 掲示板による伝道教化の更なる推進

インターネット上の「輝け！お寺の掲示板大賞」で当派所属の寺院の掲示板（「おまえも死ぬぞ」 ― 釈尊 ― ）が、2018年の大賞を受賞し注目されたことは、掲示伝道の大きな可能性を実感することでした。真宗本廟北・東側に設置された行灯法語においても、道行く人に分かりやすい言葉で語りかけられており、月刊「同朋」にも掲載され、大きな反響を呼んでいます。しかしながら、仏法に関心のない若い世代、また今、現実を生きる中で、実際に悩みや苦しみを抱えた若者たち、生きる喜びや生きる意味さえ見失いかけている人たちに、もっと世間に沿った、分かりやすい、魅力的な言葉で語りかけていく、そんな掲示伝道が、まさに願われている時代であろうと考えます。

心に響く、時代を生きる若者の心に突き刺さる忘れられない言葉との出会いが、お念仏との出遇いに繋がっていくことを願うものです。また、宗派内でもコンテストを行ったり、同朋新聞を活用し掲載したり、様々な斬新な発想をもって、更なる掲示伝道による教化を推進していくことを願います。

VI 聖徳太子千四百回御忌を機縁として

本年は、聖徳太子千四百回御忌正当年であり、真宗本廟においても春の法要期間中に御忌法要が勤まりました。青少幼年センターにて発行された、ほとけの子「聖徳太子」（子ども用リーフレット）をはじめ、「教化研究」の発刊、「真宗」誌・「同朋新聞」・月刊「同朋」等で特集があり、また本廟高廊下で「聖徳太子展」と題し、親鸞聖人と聖徳太子の関係性について、多くの参拝者に知っていただくための展示が行われました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という状況下にあつて、十分な参拝を募ることも、十分な期間を設けて法要厳修、展示会・講演会を開くこともできませんでした。千三百五十回御忌の折には、十分な期間を設けて、曾我先生・金子先生による講演会や展覧会が行われたと聞いています。

宗派において、約30年前に、それまでテキストとして用いられた「太子読本」が当時の歴史社会認識からの批判を受け、絶版となって以来、聖徳太子について宗派の見解が示されることはありませんでした。様々な「太子像」が語られる中で、今回「教化研究」第166号において新たな見解も示されたことは意義のあることでした。言うまでもなく、太子は宗祖親鸞聖人にとって、生涯を通して進むべき道を示してくださった方であり、「和国の教主」・「観音菩薩の化身」として深く敬愛され、父母と慕われた大切な恩人であり、また、世間にありながら、世間を超えて共に歩むという真宗教学の根幹である往還二回向の仏道に宗祖をすすめ入れてくださった方でもあります。善知識、法然上人とともに太子が親鸞教学の礎に関わる重要な存在であったことは論を俟ちません。御忌を機縁として、その意義を検証し、学び直すことは、僧分はもちろん、門徒にとって大切な歩みであると考えます。太子の存在意義の重要性を鑑みれば、コロナ収束後においても、更なる教化活動や聖徳太子像・太子論の顕彰とともに、普通寺院の千四百回忌法要厳修の宗派奨励策や厳修寺院への祝儀交付等を検討すべきであると考えます。

Ⅶ 教化面における「行財政改革」の推進

今議会にて、宗務改革「行財政改革」の内局案が提示されました。教区及び組の改編による地方宗務機構の改革のみならず、全ての宗務機構を抜本的に再編成することにより、社会的変容による外的要因だけに左右されるのではなく、宗門人一人ひとりの能動的な確かな選びにより、行政改革に連動する形で宗派の財政規模の縮充化に舵を切るという大胆な改革の推進を期すものでありました。将来の宗門のかたちを思考し、全宗門的な営みにより真宗大谷派なる宗門であり続ける構造改革に着手する決意を述べられ、今常会において宗務改革推進本部職制が可決されました。

この内局案を検討することは、慶讃法要後の教団組織を現状に即してどうマネジメントしていくのか、今、当たり前だと思っている教団組織の価値観が一カ寺にどう映っているのか、また、体質改善の問題を先送りしてきた宗派のこれまでのあり方に問題はなかったか等を検証することです。そして、この内局案は、社会構造の変化、人口減少・過疎過密の問題、世代交代による寺離れ、コロナ下における経済悪化など、社会の客観的事実によると決めつけることなく、一カ寺一カ寺にとっての危機的要因を一つ

一つ抽出し、既成概念に捉われず抜本的な構造改革の重要性をベースに提示されたものであると考えます。

さらには、宗憲改正40年を迎えるにあたって、宗憲の精神を基軸とした同朋会運動のさらなる推進を通して、宗門人一人ひとりが相互に信頼しつつ、教団再生実現に向けて主体的に取り組むため、内局が両議会に協力を求めるものであると理解いたします。今、宗門の屋台骨を揺るがす厳しい財政状況の現実直面し、「行財政改革は待ったなし」と判断され、あえて困難な道を選択する必要性を訴えたものであり、この内局の宗務執行における覚悟を両議会は真摯に受け止めるべきであると考えます。

そこで、教学教化・組織機構・財務の3項目に分類して相関関係の中で改革論議の中心はやはり宗門教学の振興でありましょう。まず内局案では、重複する本山主催研修会等の廃止を原則とされていますが、真宗本廟は各教区の教化に携わる教化スタッフ並びに本山主催の研修会に参加する人にとって、教区の垣根を越えた有縁の人々の出会いの場でもあります。この横の繋がりによる出会いが教化の現場を担当する人たちにとって大切なご縁をいただくことにもなり、教化を担う人たちの向上心とともに所属寺と宗門が目指す方向をつなぐ尊い場であると考えます。寺院一カ寺・組・教区としての立ち位置しか見えてなかった一人が、宗門に身をおくものとして志願を同じくする朋の存在の確認により、仏法に出遇えた人を繋ぐ大切な場でもあるかと思えます。本山をより近い存在にするのであれば、人の誕生と場の創造の観点からも地方宗務の位置付けの中で教区教化研修計画に基づく教区の教化を担う人の真宗本廟での研修は必要と考えます。

このことを踏まえて、今後の教化の推進に関する改革の方針は、「一カ寺の更なる活性化と未来に教えをつなぐ教学振興と教化推進に向けた環境整備」であり、そのためには本山・教区・別院・組の役割分担を明確にしたうえで、これまで以上に有機的な連携を図ることが必要です。本山機能は、真宗本廟崇敬・方針策定・資格付与・研究・情報発信を主軸とし、教区・別院・組は、その特性に応じて一カ寺が聞法の道場としての機能を発揮できるよう、教区に寺院活性化支援室や教学研鑽機関を設置するなどして、共同教化の推進や人の育成等を推進していくことであると考えます。

したがって、本山主催の研修会を原則廃止するという事は、本山を研修場所として活用することを妨げるものではなく、教区・組・関係団体などがそれぞれに主体的に上山いただけるような環境づくりを進めようとするものであります。

次に宗門教学の命ともいえる教学研究機関の問題は、教学研究所の機能に限らず、各教区の教学研鑽機関においても宗務改革の要であると考えます。

現在、教学研究所では、教学研究所と各教区の教学研鑽機関、ならびに各教区の機関同士の連携の充実を図るために、3ヵ年度に一回、各教区教学研鑽機関交流会を開催しています。教学研究所職員が各教区の教学研鑽機関主催の研究会・学習会へ赴いて研鑽を重ねたり、教学研究所主催の教化伝道研修に各教区教学研鑽機関の所長・室長のご助力をいただいたりするなど、様々な形で交流を進めてきています。

教学研究所では、各教区教学研鑽機関のこれまでの歩みを尊重しつつ、関係を更に深めていくとともに、各機関同士の人的交流や情報共有につきましても、インターネットなどを活用しながら、より積極的に展開していくことが重要であると考えます。

次に各種団体と宗派との関係は、それぞれの団体の結成に至るまでの歴史的背景があります。宗教団体の社会貢献としての位置付けもあり、宗派の取り組みを通して活動してきた経緯があるため、宗派所属団体あるいは任意団体等、その内容は多岐に亘ります。

各種関係団体の将来展望については、本山として果たさねばならない機能の選択と集中を進めることと連動し、責任所在や業務分担、資金運用等の主体を明確にし、将来的には、各団体が自立し、自主的な運営を基本とする形態へ変革していくことを念頭に、それぞれの組織改革を進めていくことが必要であると考えます。その状況を踏まえながら、各団体の自立・自主的な活動の促進に向けた環境づくりとして、2021年度から「各種関係団体と宗派の将来展望に関する協議会（仮）」を宗務改革推進本部に設け、具体的な協議を開始する予定であり、各団体の会計状況や事業内容、願われる役割、そして将来展望を丁寧に確認しつつ、その歩みを進めていくことが重要であると考えます。

Ⅷ 教化の視点に立った「兼任住職」制度の導入

総長は、2018年の宗会常会で、慶讃法要をお迎えする施策の根幹となる3つの方針の1つとして「宗門の基盤づくり」を掲げておられます。「寺院活性化—一カ寺の原点を確かめる—」と題して具体的実働に入った中で、様々な地域の複数の議員から、過疎寺院及び後継者問題に苦慮する寺院への具体的支援の一つとして兼任住職制度の導入が提案されてきました。寺院における教化の活性化による教団維持の喫緊の課題として、地域事情の実態に即した活発な意見が、ここ数年、宗会または宗議会宗政調査会等の場で議論され、この現況における宗門の果たすべき役割の重要性が提言されていく中で、議会は内局の見解を求めてまいりました。

同時に浮き彫りになったのが、住職・教会主管者不在の寺院・教会に関しては、宗憲にも規定されているように、当派では住職・教会主管者のあらゆる職務を補完する制度として、代務者制度が宗教法人法に基づき制度化されており、その職責にあたっていることも事実であります。結論から申し上げますと、大谷派寺院の特徴である残余財産の帰属先を含めた系襲姓制度をはじめ、各条例、さらに宗憲の改正をも含む課題が横たわり、兼任住職を住職・教会主管者又はその代務者と並列する形で制度化することは、実効性からみても極めて厳しいと言えます。しかし、このことは、単に制度上の問題ではなく、その地域の一カ寺・一門徒の教化をどう守っていくのか、一寺院の住職という責任者の立場において、一人の門徒をどう教化していくのかという視点が重要であると考えます。

このたび、寺院教会条例の一部を改正する条例が可決され、法規上は代務者であっても、「住職」という呼称が認められたことは、一步前進できたことであり、誠に喜ばしいことでもあります。これは、特例措置として、願い出により「住職」と呼称できるという条例代務者制度の中での法制化ではありますが、地方宗務改革とも関連して、教区・教務所が、今後、寺院存続における教化面・運営面の迅速かつ総合的な支援を行うためにも、果たさねばならない役割や体制を十分に検討していく必要があると考えます。

IX 教師養成にかかる諸問題

現在、真宗大谷派教師資格取得には、大学をはじめ宗門関係学校、大谷専修学院、教区真宗学院及び教師試験検定があります。近年、少子化・後継者不在・教師希望者の減少によって、教師補任者の人数は著しく減少傾向にあります。さらには、兼職寺院の後継者や子育て世代の坊守が教師資格を取得するには、時間的にも物理的にも一定の困難が存在していることも事実です。時代に合わせて、今後の宗門を担う大谷派教師をどう養成していくか、教師になることの魅力をどう発信していくのかも含め、十分な検討が必要であると考えます。

基本的に、大谷専修学院におけるブラザーシステムや修練のあり方に代表する「人と人の出会いによる往生人の誕生」・「対面による教化・人を介した学びの重要性」は私たちの宗門において最も基本的で、かつ教化のいのちであることは言うまでもありません。この一点を外すことなく、コロナ下で手に入れたオンラインシステム導入によるカリキュラム編成、一部通信教育制度の可能性の追求は、多様化した現代社会において選択肢を広げる意味においても教師資格取得における喫緊の課題であると考えます。また、カリキュラムにおいては、今後、従来の「靖国問題・教団問題」、「差別問題」学習とともに、「法話実習」・「グリーンケア」の学び、新たに「是旃陀羅」の課題共有、「ジェンダー」問題における課題等を取り入れることも検討していくべきであると考えます。

「魅力ある宗門」を支えていく次世代の教師を養成するために、どのような可能性や選択肢があるのかを充分検討し、様々な角度から減りゆく志願者を増加に転じていく方途を考えていかねばならないと考えます。

おわりに

2年間にわたり、教学教化という視座をもって、政策における調査研究を行ってまいりました。様々な課題が山積する中で、現状における問題点・あるべき方向性を論じ、提案等を模索した2年でありました。コロナ下での任期が終了するにあたり、とりわけ

慶讃法要を目途に、また、あるいはそれ以後の宗門のかたちをどうしていくのか、今後宗門に身を置くすべての人々が、ともに「行財政改革」の取り組みに関心を持ち、主体的・能動的に関わり、進むべき方向性を見出していくことが、同朋会運動を力強く進めていく推進力となり得ると考えます。その中で、「宗門存立の根拠」である教学教化のあるべき姿を示していくことが、宗門のかたちづくりにおいての最重要課題であることは言うまでもありません。

私たちの認識を超えて万物は一体であり、すべてのものは繋がり合い関係性を紡ぎ合う中で存在しているという真実を、はからずも痛みとともに知らしめたのが「コロナ」であったと言えるでしょう。私たちは、いかなる時代も、「一即多・他即一」のアミダのいのちを生きる存在です。

「私はこの如来を信ぜずしては、生きても居られず、死んで往くことも出来ぬ。」（「我が信念」清沢満之師）不安と恐怖を抱えながらも、だれも代わることのできないたった一度の人生をどう生きるのか、教えを拠りどころとし、自らを拠りどころとして歩む道が多くの人々に拓かれることを願わずにはおれません。

最後に、平野修先生の教言をここに紹介させていただき、教学教化部会の報告の結びとさせていただきます。

「親鸞という人は、信ずるということを実疑という言葉で表すのです。如来を信ずるというのは、疑わないということではない、疑いなしということです。疑いなしというのは何に対して疑いなしかという問題です。そこで勘違いしては困るのですが、仏様に対して疑いなしではなく、自分自身に対して疑いなしです。……如来が如来自身を我々に気付かせるということは、我々のところでは、やはり、我らの如来性というものに気付くということです。「如来と等し」という言葉で言われていますけれども、どこまでも如来ということと、我らとは平等なのです。これが一番基本になくては、およそ仏教というものは成立しないのです。」〈中途、一部文章略〉（「平野修選集」第六巻）

「財 政」部会

主任 佐々木 高

はじめに

今年、2021年4月11日の日本経済新聞日曜版で、大谷暢裕門首は「人との縁が導く共生の道」と見出しがついた記事に「どんなに科学が発展しても人間は生老病死を生きる。自分さえ思うようにはならない。世界はいつも諸行無常。常に『御縁』を意識する。様々な人に助けてもらった。おかげで親鸞の教え『他力』がよく理解できた。」とインタビューに応じておいでになります。

世界中が新型コロナウイルス感染症に翻弄されつつ、このウイルスを抑え込むこと、駆逐することこそ絶対善と首肯して憚らない人間の姿と行いは、まさしく諸行無常というほかありません。このたびの感染症は、私たちがいま現に生老病死を生きる、一切衆生の一員であることの意味をあらためて考えさせる機縁ともなりました。

宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要を目前に控え、世界的な感染症拡大や異常気象が及ぼす、未曾有の苦難を、御同朋・御同行の一人として分かち合い、宗祖の教えをどのような形で次世代を生きる人々に伝えていくか模索し、倦まずたゆまず政策提言を発信することこそ真宗興法議員団・政策調査会の使命と考えます。

当部会では、2019年常会において、当時の八島財務長が「将来から問われる問題性を視野に入れて、現状の課題を見極める」と演説されたことを受け、慶讃法要後の宗門のあるべき姿を展望しつつ、財の視点から課題に向き合い、さらに2020年常会において齋藤財務長が演説で示された5点の行財政改革の具体的課題、

- ①相続講金や同朋会員志金、賦課金等の歳入構造の変成
- ②既成概念にとらわれない組織機構と各種事業の再編成
- ③特別会計及び各種資金を含めた会計構造の見直し
- ④将来の宗門規模に応じた人事計画の実働
- ⑤新たな宗派財源の確保

のうち、①③⑤を課題に取り上げ、提言を行っていくことにいたしました。

最初にこの課題を取り上げるまでに至る段階で、部会員から現状の課題について意見交換し、課題共有を図りました。ただし当部会においても、2年にわたる研究調査期間を得ましたが、後半はコロナ禍の影響によりオンライン会議が主流となり、参集による

会議との空気感の違いからか、論議に及んだものの提言として熟しきらず、幾つかの課題を積み残す結果となったことは悔やまれるところです。

後述する提言と同様の趣旨もありますが、部会での主だった意見を記載します。

- 宗門財政を考える上でいちばん大切なことは、為そうとする事業が、はたして宗祖の教えにかなっているかどうかの峻別でないか。親鸞聖人の回向の教学に基づく施策として、機能しているかの確かめ。たとえば、仏前にお供えしてそのおさがりとして頂戴するという、生活の伝統を大切にすること。ひいては真宗本廟の阿弥陀如来の御尊前に、今現在説法される親鸞聖人の御前に、帰依を表現する浄財懇志をお供えして、それを頂くという形で教区や組に下付していくということが、真宗教団の本来あるべき姿でないか。
- 経常費御依頼と門徒戸数調査について、一戸あたりの本山経常費御依頼に不公平感があるのは、門徒一戸あてにご依頼する金額が、教区ごと、さらには寺院ごとに差異があるため、最終的に不公平感を緩和できても無くすことは不可能でないか。根本的解決策は門徒一律化を目ざすよりほかない、そうでないと信頼を得ることができない。門徒の負担は二重構造となっており、結果、所属寺院の運営費より本山経常費御依頼が多い教区は決して少なくないと思われる。
- 宗門の財の安定と一カ寺一カ寺の財の安定が相反せず、同時に成り立つシステム作りが最重要だと思う。そのためには先ず浄財懇志を募り易い環境作りが必要だ。特に兼職寺院に対し、護持崇敬を相続可能ならしめる方策が早急に求められる。
- お寺さんのお寺さんによるお寺さんのための宗門から、住職が一門徒としての自覚のもとに、自信教人信の誠を尽くしていく姿勢が、今後さらに問われるのではないか。
- 懇志教団を標榜するがゆえに、中長期的な財政計画の立案に難しさを感じる。特に相続講の課題が顕著である。院号法名然り。若い世代の寺離れを如何に食い止めるかは大きな課題。そのためにも、家の宗教から個の自覚としてのメンバーシップ制の導入が必要。
- 新門首を迎え、グローバルな視野を持つ人の育成と外国との交流を増やし、若者を惹きつけ、世界で活躍していく人の育成に力を注ぐべきだ。
- 教師養成は宗派の重要施策だが、教師育成という、世間から信用され慕われる僧侶が増えることが大事。寺院子弟のみならず、一般からの得度希望者が増えるためには何が必要なのか、大谷専修学院の在り方も含め、しっかりとした教師養成のカリキュラムが必要と考える。
- 行財政改革の断行には、宗門外の専門的知識の導入が必須。現状では自助努力の限界を感じる。消費経済であるがゆえに、経営感覚の乏しさを補うためにも、外部からの知恵は必要。

- 懇志教団として懇志に頼るだけでなく、消費経済から生産経済としての浄財の活かし方を真剣に考えるべき。資産活用も然り。
- 情報改革（情報開示の徹底）の必要性を感じる。たとえば財の視点では、同じ情報でも宗門は単年度予算だから、特に決算の場合、予算に対する決算という対比だが、それを過去数年分と比較をすることで財政の流れを把握する。そういう形での情報開示も必要でないか。
- 情報公開制度の立法化。財政危機を乗り越えるには、危機意識の共有が原初だ。財政における数値目標を設定し、危機意識の見える化を図るべきだ。
- 給与は予算内ではなく、議案として審議することで、透明性を図る。また、予算規模と宗務役員数の上限をリンクさせる。
- 文化財としての本廟諸殿から拝観収入を得る。ただし、両堂は除外する。
- 財政の公開とは、そもそも事業の願いとするところの遂行が、どのように行われているかを周知するためのものである。であるならば、宗門に属するすべての人に分かり易く、整理された計算書類の提示が望まれる。
- 2021年は、開申事件を踏まえての、新宗憲制定40周年の大事な節目の年だ。宗憲前文には宗門運営の根幹を三つの基本精神として確認されている。行財政改革もこの精神に則り行われなければならない。

なお、上記の意見は、その他の課題として取り上げた中から出てきたものもあることから、議論となった課題を列挙します。

- 決算議会の開会
- 門徒戸数調査
- 賞典制度の充実（内規の改正・報恩講参拝席の優先確保等）
- 涉成園・聖護院・旧了徳寺跡地の利活用
- 真宗本廟諸施設の営繕とランニングコスト
- 外部委託に際しての手順と情報開示
- 宗派の共済制度と人件費
- 宗制刷新特別審議会答申書（1984年4月24日附）
- 宗派としてのグランドデザイン（全体構想）
- その他

相続講金や同朋会員志金、賦課金等の歳入構造の変成

相続講制度の課題については、毎年のようにこの報告書に取り上げられています。相続講条例第二条（目的）には、「本講は、真宗教学の振興をはかり、財政の基礎を確立することを目的とする」と規定することにより、言葉に能動性を持つことで、遍く宗門人の本廟護持・法義相続の精神的支柱といえましょう。

また、同条例第五条第一項（相続講の加入）では、「本派の僧侶、坊守、寺族及び門徒は、すべて本講に加入することを要する。」と規定されていますが、このことを意識して納付されている割合は、それほど高くないと思われます。単に御依頼にある名目として、あるいは、院号法名申請のためにという考え方のほうが多いのではないのでしょうか。

このように、本来の相続講制度の願いが現実と乖離し、その意味も失われつつあることは、2017・2018年度の宗政調査会報告書に意見として詳述されているとおりです。

さらに、同朋会員志金をめぐる問題についても、制度そのものの願いと、現場での取り扱いに齟齬をきたしていることから、課題の克服に向けた新たな制度設計への取り組みが願われています。本来、同朋会員志金は、会員にのみ課せられるものであり、同朋会運動の結果として生じる金員としては、同朋会運動を推進していく力になりにくいと思われます。同朋会運動を宗門のいのちとする教団であるならば、その力となる財政的方策は、相続講に求めるべきでありましょう。

そのためには、先ず相続講の最重要目的を同朋会運動の推進として御依頼し、同朋会員には別途、応分の会費をお願いするというのが本筋ではないのでしょうか。その意味で、相続講条例と真宗同朋会条例を合わせて、さらなる同朋会運動推進を図るための同朋会運動推進条例の制定が必要と考えます。併せて、御依頼に関しても同朋会運動を表現できる名称（例えば「同朋懇志金」等）を求めるものです。

このたびの行財政改革の中身である歳入構造の変成は、将来に向けて持続可能な宗門機構を形づくり、教化と募財の両立を図る上で、最も重要な基礎基盤であることはいまでもありません。

宗門全体の中で、あらためて両制度に掛けられた精神に学び、そこから同朋会運動について、有機的な議論を深める機会を有していくことは非常に大切なことと考えます。そのうえで、宗派には、全宗門に向けて忍耐強く丁寧な説明と、抽出した課題について広く議論を行う場の設置が求められます。2021年度に設置が予定されている「宗門構造刷新会議（仮称）」の機能性とその責任に強く期待するものです。

宗費賦課金制度については、2017・2018年度政策調査会報告書で、財政部会から提言させていただきました。当時の提言は、将来に向けて持続可能な宗門機構の構築を志向していく上でも、要素たり得るものと思いますが、この項では、歳入構造の変成に関し、財政安定化に向けた施策についてのみ言及させていただきます。

2020年常会財務長演説中、齋藤財務長は「財政改革内部会議にて試算した具体的な数値として、2040年度における一般会計経常部の収入決算額の規模は繰越金を除き、約70億円にまで縮小していく」と予測されました。ここで大切なことは、財政改革内部会議での70億円の妥当性を議論することではなく、行財政改革への取り組みのキーワードを、2040年度と最大70億円とすることによって、年度を追って実現可能な数字を積み上げ、他方、アッパーの数字から社会情勢等の変化を類推することで、数字の誤差を最小限に抑えていくことを可能にするということである、と思います。

そこで、あらためて宗派全体の収入に対し、賦課金収入が占める割合を定率化し、毎年度、賦課金額をある程度変動させることで、柔軟な予算編成を可能にしていくという提案です。その際、懇志金としての相続講金と義務金としての賦課金に分け、両者のバランスの適正化をはかり、一定のバランスを保つことで、収入の安定化につなげていこうとするものです。

ただし、この歳入構造の変成で最も懸念されることは、将来、相続講金・同朋会員志金・賦課金が一元化のもとで扱われることです。同朋会員志金については、その精神と願いを含有した新しい制度設計のもと、2023年に廃止を見込んでいます。

では、歳入項目の両翼である、懇志金としての相続講金と、義務金としての賦課金の一元化は果たして可能なことでしょうか。布施行の原則に立つ懇志金と、賦課金・礼金などの義務金、それぞれ二者の異なる性格を温存しつつ、前述した定率を取り入れることで、両者のバランスを保持することが最良と思われると思います。懇志教団を掲げてきた歴史には意味深いものがあると思います。

—交付金制度の課題—

歳入構造の変成を考えていく上で、交付金制度の課題を切り離すことはできないものと考えます。まず、宗門と一カ寺一門徒が、次世代に教えをつないでいくための持続可能な行財政改革であらねばなりません。

宗門あげての、一カ寺一カ寺の活性化への取り組みが大切です。昨今の少子高齢化、寺離れ、向後、加速していく人口減少により、寺院運営は一層厳しさを増してくることは明らかです。さらに、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は、百年前に全世界を襲ったスペイン風邪と、その後の世界中を巻き込んだ大恐慌のごとく、ダメージにより拍車をかけることになると懸念する声もあります。

昨年9月に、全国の組長寺院を対象に実施された「新型コロナウイルス感染症の影響下における寺院の教化活動の工夫に関する調査」の分析結果では、組長寺院という組内

における役職者であるがゆえに、若干のバイアスがかかっている可能性があるにも拘らず、門徒との関係性の希薄化や、寺離れが顕著になったとの報告がありました。全国すべての寺院の状況に於いても同様と推察します。

一昨年、2019年常会における八島財務長の演説では「今後、厳しさを増す寺院運営を考慮した経常費御依頼の在り方及び助成金を主な財源とする教区運営の在り方を検討」する旨を述べられました。

続く、2020年常会における齊藤財務長の演説では「行財政改革の主な要素の一つである歳入構造の編成に着手するにあたり、まずは同朋会員志金における交付率の改定を行うとともに、賦課金徴収事務を改めることによる徴収諸費の還付率を減率」することとし、さらに、コロナ禍の影響により「今回の事態も相俟って、この数値を遙かに超える厳しい現実が待ち受けています。」と述べられております。

いうまでもなく交付金の率は内局によって決定され、現行では、教区へ御依頼収納の17%（教化交付金15%、奨励交付金2%）が交付され、組への交付率は教区独自となっています。ちなみに、2019年度の地方交付金は9億1,752万円で、寺院・教会、別院より収納される相続講金・同朋会員志金・宗費賦課金の総額58億8,900万円の約15.6%が地方に還付されています。

教区では、この交付金を教化事業の財源として使用することとなります。この仕組みは、御依頼割当基準そのものに格差があり、教区費・組費の格差の元となっています。

現在、宗派では交付金を、近い将来に向けて廃止の方向で進んでいるようですが、廃止となれば、宗派としては支弁する経費分は減額されることでありましょうが、その分、教区では、教区教化費の必要予算として、教区費は増額せざるを得ないこととなります。

中央研修等、教区教化施策との棲み分けによって廃止されることに鑑み、現状の教区教化施策の内容・質を下げることなく実施していくためには、現状の教化交付金レベルの教区費負担が普通寺院に課せられることとなり、結果、経常費御依頼額と教区費の合計額は、現状の経常費御依頼額とさほど変わらないことになると思われます。

慶讃法要後には、現在の80億円規模から70億円規模へと移行を目指す中で、様々な方針があるにせよ、単純に9億円余りの交付金をカットすれば、それだけで宗派としては目標が達成されることとなります。

あらためて、宗門としての教化課題と、地方独自の教化課題とを考慮した場合、宗門の教化課題に対しては、教区規模（組数）に応じて、格差のない助成が必要ではないでしょうか。

また、教区にあっては、教区改編と組改編による教化の受け皿の整備が必要と考えます。中央と地方が宗門の両輪として活性化していくことが、これからの宗門にとって重要であり、特に財政の面で地方の沈滞を招くことがあってはならないと考えます。

その上で、現在進行している教区改編の完了を見越して、70億円規模の一般会計歳入予測の中で、諸懇志・礼金奨励も含めて、新たな地方助成のあり方を模索すべきではないでしょうか。

宗門と一カ寺一門徒が、次世代に教えをつないでいくための持続可能な行財政改革であらねばならないことを強く意識いたします。

一カ寺の経常費御依頼額と教区費の負担が軽減され、さらには、一カ寺一カ寺が活性化していくために、教化現場の聞き取りと十二分の議論を尽くし、宗祖親鸞聖人の御真影を 帰依処とした真宗本廟を崇敬護持していく「行財政改革」にしていかなければならないと思います。

特別会計及び各種資金を含めた会計構造の見直し

会計条例第7条（特別会計の設定）には、「特定の目的又は資産を有する場合及び特定の事業を行う場合において、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り」設定することができると規定されています。しかし、現在に至り、その設置目的を運用面で果たすことが不可能となっているものが一部にあると聞きます。今後は、会計の明確化 や事業の適正化を担保する必要があるかも含め、それぞれの特別会計について、議論と精査を行う場が必要と思われまます。

宗派の資金管理と運用については、2019年度決算監査報告・会計監査院長指摘内容で「資金保管規定」に「資金の安全かつ効率的な保存管理を図る」ために、「利息収入の最大化を図り、効率的な資金保管に努める」ことが規定されています。2019年度末では、宗派の資産として貸借対照表に示される特定目的資産及び平衡資金預金、総額204億円（期末残高）に対して、利息収入は約480万円です。この状況を踏まえ、先の宗会での財務長演説にある「資金の保管・管理のあり方を見直していく」との方針の具体案について見解を求めました。

その指摘への対応内容として、「超低金利状況が続く中であって、普通預金と定期預金のみによる資金管理・保管の方法が、本当に最善最良であるかどうかを、十分に吟味する時期に来ているものと考えます。そういった観点からも、資金の保管・管理のあり方の見直しを含め、新たな運用に向けた環境整備に着手する」とされています。

リーマンショック以来、世界的なデフレ傾向によって長期的に金利が下がり、メガバンクの預金利率も年0.002%と落ち込んでいます。さらに、ペイオフが本格的に実施される世情において、マーケット状況に対しても敏感に反応していくことが大切だと思えます。

あくまで資産運用としての原資とは、懇志たる浄財であり、厳重かつ慎重を期すことに議論の余地はありませんが、ファンドの仕組みなどをはじめ、実態経済から学ぶべき課題は多岐にわたるものがあるのではないのでしょうか。

宗派資金の管理体制を、戦略的に見直すことでリスク回避することに、もはや遅疑逡巡している状況ではないと思われます。

さて、2020年度は、宗派のあるべき財政規模への移行開始の初年として、願い予算から実態予算への転換を図るために、これまでの事業と業務を見直すことで、大幅な歳出削減を実行することにより、実態予算として編成されたことは大いに評価すべきです。

他方で、予算編成の段階で平衡資金の融通がはかられました。本来、決算段階での歳入不足を補うものであったはずであり、宗会の議決を経たとはいえ、本来の目的から逸脱したと言わざるを得ない、との指摘が数多くあります。更には、予算案議決後の更なる御依頼5億円減額が議論を呼んだことは、今後も大きな課題となっていくことと思われれます。

確かに、法令遵守は当然であり、そのうえで最大の配慮をしていかなければなりません。財政逼迫の折、このたびの大規模コロナ感染症、近年の広域災害や激甚災害が毎年のように重なる状況にあっては、平衡資金のあり方については、再考すべき時期に来ているものと思われれます。

新たな宗派財源の確保

2020年度常会において、齋藤財務長は、演説で宗派の不動産活用について、次の3つの視点を、スピード感を持った取り組みとして進めることを表明しました。

- 1, 直接的に宗派財政に寄与するための活用
- 2, 魅力ある街づくりに寄与し、真宗本廟と渉成園も含めた周辺地域の賑わいを創出するための活用
- 3, 真宗本廟建築群の文化的価値の位置付けを図り、その価値を高めるとともに宗派財政に間接的に寄与するための活用

このように、取り組みの方向性が示され、現在、それぞれ具体的な作業に入っているものと思われれます。

1について、室町・乾町役宅・旧青少幼年センター敷地の活用を図るため、解体工事を行い、慶讃法要時にはバス駐車場として使用されます。また、同敷地内の一部に国有地・無番地が有ることから、行政間交渉が必要とのこと。

行政間交渉の案件と条件次第では、購入をも視野に入れた交渉を積極的に進め、取得後は、将来の宗務所建替工事等に寄与する構想のもと、透明性のある具体的方針を立てる必要があると思います。

2について、真宗本廟前緑地帯と直線道路を市民緑地公園として整備していく方向で、京都市と協議が開始され、2023年の慶讃法要厳修に間に合うよう整備されることとなりました。緑地公園によって、地域住民の方々や多くの観光客が足を運ぶ憩いの場となることが期待されます。

それに伴い、真宗本廟周辺の宗派所有不動産である、第1、第2正面役宅・重信会館・渉成園、さらには旧総会所跡地など、真宗本廟を中心に弧を描く資産の活用に向けた整備には、もはや猶予がないものと思われます。明確なランドデザイン（全体構想）が早期に示されることも必要ですが、景観設計についてはコンペティション（公募）を行うことで、多くの関心を引き寄せることも大切なことではないでしょうか。いずれにしても、近隣をはじめ地元の方々からの意見が反映されるよう、情報交換を密に行うことを望みます。

3について、このたびの真宗本廟境内南側建築群の重要文化財指定を受け、これを契機に一層の活用方法を見出すべきと考えます。

そのために、宗派の文化的発信を強化して、より多くの人々を惹きつけるための施策が必要ではないでしょうか。たとえば、文化財保護課（仮称）を設置し、学芸員を置き、文化財の調査・保存・活用に力を注ぐことは、宗派として大切な使命とも言えましょう。

活用にあたっては、有料を視野に入れた展観施設（視聴覚ホール等）の整備を行い、常設・特別と季節や諸法要に合わせ、多くの参詣者とともに来場者を見込むことが可能になります。

そのほか新たな宗派財源として、2点について提案いたします。

4、クラウドファンディングの活用

今後、宗派の組織事務は、経費削減を推し進めることで、通信・経理のクラウド化がより進展するものと考えます。前回の報告書でも、聖教編纂について、この提案がなされておりますが、第3の募財方法として、大規模営繕・諸殿営繕・慶讃法要を含む特修法要懇志、さらには教師養成事業等、インターネットを媒体に広く勧募し、志納者には当該事業の報告をはじめ、金額に見合った記念品を送るなど、積極的な活用を提案します。

5、宗派独自に限定（承認）特化した物品を取り扱う施設の展開

上記4とも関係しますが、宗派でのみ調整が可能な記念品や出版物をはじめ、複製許可のもとで商品として販売可能な物品がまだまだたくさん存在すると思われます。掘り起こし作業や企画開発には、豊かで柔軟な発想と情報に敏感な若い宗務役員を当て、財務部主管で対面販売、またはオンライン販売までを担うことにより、実現すれば、訪れる年代層にも格段の広がりが期待できるものと思います。

現在、境内「東本願寺お買い物広場」において、保信会々員によって店舗運営がなされていますが、当部会においても、真宗本廟周辺賑わい創出に資するためには、土産物を主力とした物品の販売は、出来る限り境内の外が相応しいのではないかと、という意見もありました。慶讃法要に向けた課題のひとつとして提案いたします。

おわりに

—今日の宗門財政の根本問題—

宗門運営は、宗憲前文にある宗門存立の意義を全うすることを至上命題としています。しかしながら、今日の財政逼迫は、必ずしも外的・物理的理由にあるのではないと考えられます。

つまり、宗門運営そのものが運営のための運営となって、地方の寺院・門徒の崇敬の念を希薄化することで、堂々と御依頼を掛けることが出来なくなっていることが、その根本的理由であるように思われます。

寺院・本山は護持されることが当然という伝統に胡座をかいて、寺離れ・宗教離れ、そして宗門離れと、現代の風潮に対応して教えを届ける手立てに危機感を持ち得なかったのではないのでしょうか。それ故に、社会の様々な課題が、私たち人間に何を突きつけているのか、その事によって苦悩する人間の中にある志願を、宗門自身が正しく認識して、それに応えていかねばならない責務があると思います。

財政部会における協議の中で、宗門存立の意義を財政面からどう表現しようとするのか、深く考慮する必要を感じました。そのことを通して、財政の縮充化以上に、宗門のいのちとする同朋会運動推進のための共創、聞法活動の活性化に繋がることを願っての「総合的な寺院活性化支援」という施策が望まれます。

「制度」部会

主任 今川 雅照

はじめに

2019年度並びに2020年度は、全世界に蔓延した「新型コロナウイルス感染症」の影響で、宗議会、宗政調査会、政策調査会などの諸会議の多くが、予定通り開催されませんでした。政策調査会・制度部会におきましても、参集・対面での会議が殆んど開催できず、リモート会議に終始しました。参集がかなわず、十分な討議を行うことが出来ない中で、報告書の提出をしなければならなくなりました事を、まずもってお詫び申し上げます。

制度部会においては、2019年度、2020年度を通して、同一テーマで協議を重ねて参りました。以下、部会における協議内容を報告させていただきます。

【テーマについて】

- I 真宗大谷派教師資格について
- II 議員定数について
- III 第二種共済制度について
- IV 男女共同参画について
- V 兼任住職及び仏事代行制度について
- VI 別院問題について
- VII 行財政改革（案）について

I 真宗大谷派教師資格について

2017年・2018年度「政策調査会報告書」教学教化部会（齊藤法顕主任）の報告にもありますように、今、我々僧侶の在り方が厳しく問われています。その批判の声として、真摯に受け止めなければならない事の1つは、「大谷派教師をめざす若い世代を養成する制度やカリキュラムの再構築を求める声」と考えます。「通信教育制度」や「教師養成のカリキュラム」、「教師資格取得後の研鑽」の充実をはかり、真宗大谷派教師としての使命を再度確認させていただくことで協議を進めてまいりました。

1, 真宗大谷派教師資格取得について

従来から教師資格の取得と、取得後の研修については、様々な方面からご意見を頂戴しています。現在教師資格とその取得については、次のように定められています。

教師条例第二条 「教師は、僧侶であって、教法をひろめ、儀式を執行する資格を有する者をいう。」

教師条例第五条 「教師検定は、教師補任の資格を考査し、試験による検定と無試験による検定の二とする。」

教師条例施行条規第十二条 「次の各号の一に該当する者で、別に定める単位を修得した者は、無試験検定を受ける資格を有する。大谷大学・九州大谷短期大学・同朋大学・大谷専修学院など」

2, 望まれる教師像

上記の教育施設の中で、大谷専修学院学則には「大谷専修学院は、親鸞聖人によって、万人の真宗として開顕せられた仏教、即ち本願念仏の宗義にもとづいて行われる仏教教育の場である。仏教教育とは、仏の教育的生命のもとに、教師も学生も平等に仏の教を仰ぎ、仏の教に順うところに、自ら行われる仏自身による人間教育を意味する。このような教育のあり方を呼応の教育と呼ぶ。(中略)呼応の教育を原理とし、共同生活を通して行われる教育によって期待されるものは、信(まこと)の人の誕生である。そしてその信の人こそが、能く仏徳讃嘆としての儀式の執行と、教法の宣布とを任務とする真宗大谷派の教師としての責任を果たし遂げる者となることができるのである」と、明記され、その理念が高らかに謳われています。

宗憲第八十五条には、「本派の教化は、宗祖聖人によって開顕された教法を明らかにし、自信教人信の実を挙げることを本旨とする。」とあります。その教化の礎となり、教法を明らかにしていくのが教師の責務と考えます。

その教師養成については、内局や教育部の方針通り、対面しての人を通した学びが、大原則であることに変わりはありません。しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症の爆発的拡大は、教師養成の学事施設にも大きな影響を与え、オンラインでの授業が日常化しています。オンラインの技術が飛躍的に向上・普及し、様々な課題を内在しながらも、コロナ以前とは全く異なった社会が出現しつつあります。教師養成の現場でも、日々試行錯誤をされていると推察されます。社会経済・社会構造等の変化に伴い、通信制も含めた取得方法など、現状の打破を図るべく、今後様々な方策を考えて行かなければならないと思います。

3, 教師資格取得後の研修・研鑽について

教師資格取得後の研修・研鑽については、各教区において、新任住職研修や各種の学習会が教区教化委員会などを中心に企画・開催されています。しかしながら、その開催

にあたり、住職・寺族の参加者数はそれほど多くはないというのが現状です。勿論、日時設定、研修内容、会場設定など臨機応変に対応しなければならないことも多々あるとは存じますが、参加しやすい環境の整備を進めていく取り組みが必要だと認識しています。

現代に即応した教師養成として「グリーンケア」・「法話実習」、そして IT 時代を迎えている中で、宗教法人の透明性・迅速性が求められる時代に相応した「PC 操作の実習」・「寺院会計の電算化」など、だれもが自由に、そして効率よく寺院経営を行うための新規実務講習も必要と考えます。

真宗大谷派の教師資格取得後の研修については、住職・寺族を取り巻く環境の変化が想像を超えるものであることを勘案し、教学的研鑽はもちろん、前述したように、今後は時代に即応したプログラムを含む研修が必要ではないかと考えます。

Ⅱ 議員定数について

1, 「議員定数に関する会議」（新羅興正宗議会議長）からの報告書

過日（2021年6月21日）に、宗議会議長の諮問機関として設置されていた「議員定数に関する会議」より報告書が出されました。宗務総長への報告、参議会議長への報告と意見の調整、当局との折衝、条例案等の議会への提出などの諸問題がありますが、2025年度の宗議会選挙に向け、教区改編と連動し、これまでとは一歩前進したように受け止めています。

2, これに先んじて、政策調査会・制度機構部会でも、興法議員団の議員を対象に「宗議会議員定数」に関する調査（2019年度）を実施いたしました。

その質問事項と結果の一部（概略）をお示しいたします。

- Q1 現在の「宗議会議員定数」65議席について、
削減すべきが最多
- Q2 適当と思われる議席数について、
45議席～50議席 が最多
- Q3 議員定数算出根拠として適当と思われる要件として、
教師数・寺院数・僧侶数・門徒戸数（指数） 以上4点が挙げられた
- Q4 男女共同参画推進のため、女性議員の増員への方策として、
各選挙区で擁立・クォータ制の導入・連区単位で1名選出
以上3点が示された

Ⅲ 第二種共済制度について

現行の第2種共済制度の補償内容は、①火災、自然災害（地震災害を含む）を対象とし、基礎加入（掛金1万円で、最大2,000万円補償）、任意加入（掛金1万円で、最大1,000万円補償）となっていますが、②問題は、大規模地震、巨大台風等の広域災害が発生し、多額の共済金給付に直面した場合の補償内容が不平等となることです。現在70億円強の積立金があると言われています。

しかしながら、1度目に使用できる補償金額は、70億円の半額35億円が上限とされており、2度目の補償金額は、残りの35億円の半額17,5億円が上限とされています。同じ災害に直面した場合でも共済支払金に、大きな不平等が生じます。最近の異常気象で、自然災害が多発しています。今後も異常気象に伴う風水害は増加していくと思われます。また、将来、東海・東南海・南海トラフ等の地震とそれに伴う津波や火災により、甚大な被害が想定されます。近い将来必ずや起こるであろう地震や津波といった広域災害に対する備えを怠りなく準備しておくとともに、補償制度についても制度の中身（例・雪害など）を整えていく必要があると思われます。

Ⅳ 男女共同参画について

組門徒会には女性枠があり、近年その願い通り、組門徒会における女性会員が増加傾向にあることは、喜ばしい事であると思ひます。しかしながら、教区門徒会や、参議会議員、宗議会議員の女性比率は全体に低く、女性の参画を阻むものは一体何なのかを真剣に考え、踏み込んだ議論をすべきあると思ひます。

連区で1名の選出や、坊守会から宗議会への選出、比例代表的方策、賛否両論はあるもののクォータ制導入【註1】など、取り組みの糸口は多々あるように考えられます。

男女共同参画の意義について

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会である」と明文化されています。

「男女共同参画社会基本法 第2条」（1999年11月6日公布・施行）

制度機構部会では、その基本理念（5本の柱）に基づき、様々な意見交換をしてまいりました。

—基本理念（五本の柱）—

一、男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要がある。

二、社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要がある。

三、政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要がある。

四、家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援を受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要がある。

五、国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切である。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要がある。

【註1】クオータ制について

その概要は、「民主主義の帰結として、国民構成を反映した政治が行われるよう、国会・地方議会議員候補者など政治家や、国・地方自治体の審議会、公的機関の議員・委員の人数を制度として割り当てることである。

また社会に残る男女の性差別による弊害を解消していくために、積極的に格差を是正して、政策決定の場の男女の比率に偏りが無いようにする仕組みでもある。主に北欧諸国に浸透し、欧州から男女平等の民主主義国家を目指す世界各国へと普及している。」

クオータ制については、「平等原理の侵害」、「逆差別」とみなす意見や、女性やフェミニスト運動家からも逆差別としてとらえられることもある。

V 兼任住職・仏事代行制度について

教区及び組の改編を推進していく中であって、また後継者不足の問題もあり、寺院の合併も視野に入れなければならない問題に直面していると思われます。寺院は独立した

法人である以上、強制的合併などは出来ません。しかしながら、現状を先送りすることは、何ら問題の解決にはならないと思います。

こうした中で、内局・宗務当局の方策として、「寺院活性化支援室」の取り組みが今後大切になり、支援員が直接寺院に出向し、様々な問題の掘り下げと、住職・寺族・門徒の生の声を聞かせていただきながら、不安や抱えられている様々な問題を共有することによって、その不安を解消していくと示されています。

また、仏事代行制度については、部会内で委員の方から、様々な教区の取り組みを紹介していただきました。首都圏における仏事代行制度は、以前から先行していましたが、2018年4月から北海道教区内の6別院が窓口となって法務代行制度を始められたとのお話をいただき、また、2021年5月1日からは「福岡教務支所・東本願寺仏事サポートセンター福岡」が立ち上げられ、福岡都市圏における仏事代行制度がスタートしました。こうした制度導入については、様々な問題を内在してはいますが、他の教区・地域においても、すでに取り組みをされているのではないかと推察します。

VI 別院について

宗教法人「真宗大谷派」規則

第三十条「別院は、枢要の地若しくは開教上必要のある地に、又は由緒によりこれを設け、その地方の弘教の中心とする」

別院条例

第二条「別院は、その地域の教化の中心道場として堂宇を備え、本尊を安置し、教義を宣布し、儀式を執行し、僧侶及び門徒を教化育成し、教区又は開教区の機関及び施設との緊密な連携のもとに、地方の特性に応じて教化に必要な業務を行い、もって同朋社会を実現することを目的とする。」

別院における教化について

上記の「別院条例」に「別院は地域教化の中心道場」と明記されています。しかしながら、コロナ禍の現況においては、報恩講、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要のお待ち受け大会など、あらゆる仏事が中止、延期、縮小と、その教化活動が滞っています。真宗門徒にとって大切な「帰敬式」も、同様です。普通寺院においては、1996年から住職による執行は認められていますが、別院においては、門首・鍵役にしか執行が認められていません。今後は、別院輪番による執行も視野に討議していくことが望まれます。

また、全国の別院には、由緒、歴史、現状にそれぞれの差異があり、教化・財政面においても格差が顕著です。2008年に設置された「別院問題研究会」、2010年か

ら2012年まで宗務審議会「別院に関する研究会」で多くの研究調査がなされ、それに対する答申・報告がありました。今後は、同朋会運動の更なる推進力、地域の教化拠点として、別院が果たす役割について「宗別一体」の活動が期待されると思います。教区改編に伴い、別院の統廃合も視野に入れた更なる検討が必要と思われま

Ⅶ 行財政改革（案）について

「行財政改革 内局原案」が提示されました。そこには「行財政改革推進における3つの柱」①「人の誕生と場の創造」②「教学振興と教化推進への更なる注力」③「組織機構の縮充化」が示されています。2021年7月1日には、宗務を担う「宗務改革推進本部」が設置され、いよいよ行財政改革が本格化します。次期制度機構部会の大きな課題として、この3つの柱の中でも、特に③「組織機構の縮充化」【註2】に関する課題を共有し、発案していくことが求められます。

【註2】「組織機構に関する改革」

《改革の方針》

宗務機構の適正化として必要な機能への絞込及び再編成と総合的な人事計画を立案
《主たる取り組み項目》

- ・教区改編の推進（全国17教区へ）
 - ⇒現行試案に含まれない教区を含む更なる教区改編案（第3期）の検討
- ・中央宗務機構の改編（5局制への移行）
 - ⇒宗務振興局を設置し、内局の施策・方針が全宗務機関的に一貫性をもって実働できるようにする。
 - ⇒現行の部門を目的ごとに再統合（人事、僧侶育成など）し、各施策の一貫性を確保する。
- ・教務所の役割の変容
 - ⇒教務所を受付窓口としてきた募財・願事事務等の諸事務について、寺院から本山に直接行えるよう機能化し、教務所が担う業務の性格を抜本的に改める。
- ・総合的な人事計画（最終的に人件費2割以上削減）
 - ⇒宗派予算に占める人件費を抑制するため徹底的な事務省力化と様々な形態及び給与体系の考案や早期退職制度の導入等の検討を行ったうえで、適正且つ計画的な人員配置を行う。
 - ⇒新たな職員養成システムと業務評価を適正に行うための人事制度を確立する。

以上が、今般示された「行財政改革案」の一部（組織機構に関する改革）ですが、人事と組織の改編は、並大抵のことではないと思われます。大英断をもって実行されるものと拝察しますが、新設されました「宗務改革推進本部」を中心に、より具体的な青写真をお示し下さいますよう要望いたします。

おわりに

冒頭でも申し上げましたが、任期中のこの2年間、新型コロナウイルス感染症の拡大という大きな問題に直面しました。参集・対面での会議は滞りましたが、オンライン会議という新しい手法による取り組みの中で、協議が可能となったことは、何よりの収穫でした。

最後になりますが、年度途中で、制度部会に所属されておりました鈴木現秀議員（福井教区選出）、鷲山宣裕議員（北海道教区選出）のお二人が還浄されました。部会でのご意見等、十分にそのお考えをお聞きすることができず、誠に残念に思っております。

「組織」部会

主任 古賀 堅志

はじめに

当部会においては、前期に引き続いての政策調査会統一テーマである「慶讃法要のその先を見据えた宗門の未来像を考える」を基底に据えつつ、主に宗憲改正に関わる諸事案、および別院に関する課題に関して調査研究を進めてきました。そもそも今期「組織部会」が設定された背景には、永年の懸案である決算議会開催をはじめ、兼務住職制度、門首に関する条項、抜本的行財政改革など、宗憲改正に及ぶとされる課題が次々に表出しており、興法議員団として宗憲に特化した部会を設置し、これらを集中的に調査研究すべきとの判断があったからです。

またこの2年間には、宗憲の課題に関連する重要なトピックが連続していました。以下、列挙いたします。

- 2019年12月19日 宗議会議長諮問機関として「宗憲に関する懇談会」発足
- 2020年6月 新型コロナウイルス感染拡大により宗議会3日間・参議会2日間参集の変則開催となる（緊急事態下での宗会の持ち方など、法整備の必要性がクローズアップ）
- 2020年6月30日・7月1日 前門首退任、新門首就任
- 2020年7月1日 岐阜高山教区ならびに九州教区の発足
- 2021年6月11日 現宗憲制定40周年
- 2021年6月21日 行財政改革「内局案」の提示

想定外であった新型コロナウイルスによるパンデミック現出の影響で、本山に参集できた当部会は2019年度が4回、2020年度は3回に止まり、当初予定していなかった「緊急事態下における宗会開催のための法整備」という課題が、急遽、当部会の研究対象に追加される形になりました。両年とも政調総会が開けなかったこと、また部会での最終段階での摺り合わせができなかったことが残念ではありますが、リモート会議を活用することで、少なからず補足をすることはできたと思われれます。

なお本報告書では以下の4課題を中心に調査研究結果を報告します。

- I 門首制の再考 ―門首継承にあたりその在り方を問う―
- II 決算議会の開催について

Ⅲ 行財政改革と地方宗務機構の再考

Ⅳ 別院における諸問題について

I 門首制の再考 ―門首継承にあたり、その在り方を問う―

(1) 門首像を再考するとき

前述の通り、この2年間には前門首退任、新門首就任、門首継承式と、門首もしくは門首制についてあらためてその存在、制度を考えさせられる機会が続きました。宗教紙は勿論、一般紙でもその特集が生まれ、大谷暢裕新門首はその経歴にも注目されて、様々なメディアでインタビューを受けられています。毎日新聞2020年8月15日の記事では次のように紹介されています。

1歳でブラジルに渡り、物理学の博士号を取得して航空業界に長年従事した暢裕門首は、「真宗は国、人種、性別、年齢などを問わない平等の教えを説いている。世界に南無阿弥陀仏を届ける。新たなテクノロジーにも柔軟に対応していきたい」という。これまでなかったタイプのトップを頂いた教団が、どう深化していくのか、宗教界のみならず、多くの人々が注目している。

門首継承式において日本語・英語・ポルトガル語で挨拶をされた新門首。「人類に捧げる教団」を標榜する大谷派宗門の教法聞信の首位として、その発信力の可能性を感じずにはおれません。門首交代を機に、その存在の意味・在り方を問い直し、門首像＝留守職像を具体的に再考する時ではないでしょうか。毎日新聞の「宗教界のみならず、多くの人々が注目している」との記事は、誇張でもリップサービスでもないはずです。

(2) 門首像の広がり

当部会では、宗憲の条文に当たりながらその課題性を論じ合うのではなく、新門首像についての検討を行いました。

① 全国・全開教区巡回

2023年の慶讃法要に向けて、お待ち受け法要などの機会に全教区（もしくは全組）を回っていただく。多くの宗門人との直接交流は、更なる宗門の求心力にもつながると思われる。

② 奉仕団と平座で面会される機会を設けて御同朋・御同行の交わりを深めてもらう。

③ 法要・大会などにビデオメッセージを送られる。次期組門徒会の初回会議にもどうか。

④ 門徒の首位にあって教法を聞信する具体相を見せていただけないか。

⑤ 災害地訪問

議論の中で「興法議員団の中で門首に何をどの程度までしていただきたいかという議論をし、コンセンサスを得ようとするなら、もう一度教団問題とその背景にあることを踏まえて議論した方がいいと感じる。この中には見えないことがたくさんある。一部権威的なことが残っているということ。いつでも後戻りするのではないかという批判は絶えず出ている」との発言がありました。

年代や教団問題との関わりによって、門首制に対する感覚は相当に異なるでしょう。教団問題の背景にあり、未だに残る権威的な事象を顧慮することなく、徒に進達による門首の行為を広げることは慎まねばなりません。また他ならぬ我が身一人ひとりの中に教団問題を生み出す“体質”が抜き難くあることも忘れてはならないことです。

しかし、その上でなお、新しい局面を迎えた時代社会、宗門状況の中にあって門首像の広がり、深化の重要性を思わずにおれません。先述の「世界に南無阿弥陀仏を届ける」その発信力を発揮されることは、そのまま本派存立の意義を先頭に立って果たしていただくことであり、それは現行宗憲における門首像をより深め広げることにもつながることと思われまます。

(3) 門首に関する儀式について

門首に関する儀式作法については、例えば門首の出仕・退出時における出仕僧侶の頭礼など、これまでも宗会の一般質問や宗務審議会の報告において現状の問題性が指摘されています。議会答弁では、門首も、門徒すなわち御同朋・御同行の一人であり、門首個人に対する崇拜や、能化・所化の関係が形になることはあってはならないこととの認識が語られています。

しかしながら、新宗憲の精神に則った諸法規の見直しが徹底して行われたのに対して、儀式については残念ながら抜本の見直しが為されていないのが現実であります。門首交代のこの機に、新宗憲下の宗門に相応しい儀式のあり方について本気で取り組むべきと考えます。儀式だけは聖域化している、つまり内局もなかなか手をつけられない領域との印象は拭い難くあります。ことさらに権威化を招くような儀式作法は、宗憲前文に願われている留守職像＝門首像と乖離するものであり、結果的に門首の新しい活躍の場を狭めてしまうことにならないかと危惧いたします。

II 決算議会の開催について

(1) 当部会における決算議会の議論の推移

周知の通り2019年12月、宗議会議長の諮問機関「宗憲に関する懇談会」が発足し、決算を中心とする宗会常会の開催について、宗議会としての主体的な取り組みが始

まりました。また懇談を進める中で、結論について任期中に一定の方向性を見出していくとの旨も確認されました。

当部会でも同懇談会と平行して決算議会開催に関する調査研究を進めたのですが、その中で共通の認識として確認したことは、

決算議会の開催意義は何か。そこでの議論はあくまで予算編成のための決算の評価であり、予算編成に反映されないような議論ならば議会で行う必要はない。例えば、不要な事業の「廃止」や、逆に重要事業への強力な投入など、選択と集中の方向性を議会が示すことにより、それが後押しとなって当局が予算編成の大胆な改革へと踏み込むことも考えられる。これらのことは、予算編成の前に開かれる議会だからこそできることである。現行の時期・方法では望むべくもない。(2020年宗議会一般質問より抜粋)

ということであります。その他様々な意義が語られますが、中心となるのはやはりこの一点でしょう。

今一つ、宗教法人法に規定される収支計算書等の所轄庁への提出について、宗派内部での正式な承認を経ずに為されていることの問題性は引き続き指摘されており、当部会でも度々論議となりました。この点については(2)の「宗憲に関する懇談会」報告書で論じます。

なお、決算議会開催のハードルとして日程・費用・事務負担の問題が常に指摘されますが、今回のコロナ禍において為された様々な対応から得たヒントもあります。例を挙げれば、諸会議の一部をウェブで開催することでの費用削減、常会日程短縮の方途として儀礼的日程の精査や議案精読日の縮小、加えて予決算書・条例案等の早期送付による議員の事前読み込みの徹底も、縮小日程における審議の質、内容の確保に寄与すると考えられます。

更に言えば、今後資料等をメールで送付することでの事務負担軽減も視野にいれるべきと思量します。

実際2020年度の宗会は、宗議会8日間、参議会5日間という短縮日程でしたが、削減された日数に比して質問、審議時間のボリュームはかなり確保できた印象です。年2回の定宗を構想するにあたり、今回の宗会は格好のシミュレーションとなった感があります。

(2) 「宗憲に関する懇談会」報告書について

同報告書の3「懇談会において確認された事項」には決算議会開催のメリットが列挙されていますが、それらは当部会で論じてきた内容にかなり近いものです。ただ、そこでは決算議会の時期について「毎年10月中旬から下旬」と定めており、それによって「毎会計年度終了後4ヶ月以内に宗教法人法第25条第2項第3号に定める書類を、宗

議会および参議会の承認を経た後で所轄庁に提出することができることとなる」と記しています。

当部会では資料作成等の準備期間を考慮して、10月開催という意見に対して12月開催にすべきとの意見がありました。しかしながら、当該報告書では明確に10月の開催を謳っています。このことは決算議会開催の意義として、所轄庁提出以前に「宗派内部の正式な手続を経る」ことこそが重要だということであり、行政のチェック機関である議会として譲れない一点であったと推測します。

(3) 今後の展望

報告書では、「当局との折衝、宗憲の一部改正案並びに宗教法人『真宗大谷派』規則の一部変更案として宗会へ提出すること等につきましては、次期議長に申し送りをさせていただきます」との添え文があります。参議会との意見調整などを含め、実現にはまだいくつかハードルがあるのですが、宗参両議会の議員の間で決算議会の意義がしっかり浸透していくことが、根本的な課題だと思われます。

Ⅲ 行財政改革と地方宗務機関の再考

(1) 宗務改革と行財政改革について

現代は、少子高齢化や過疎過密現象、核家族化などの社会状況のめまぐるしい変化に伴い、人々のライフスタイルや価値観が多様化しています。また、宗教離れや寺離れなどの言葉が示すように、宗教や寺院に対する意識も大きく変化してきています。宗門存亡の危機までもささやかれる今、あらためてこれからの時代に相応しい宗門のあるべき姿を模索しなければならず、そのための「宗務改革」が求められているのです。

これまで、「門徒戸数調査」と「教区及び組の改編」が、宗務改革推進のための取り組みとして、その中心に位置付けられてきましたが、今般、改革の一つとして新たに「行財政改革」という項目が加えられました。

宗門財政の厳しい状況は、長引く景気の低迷に加え新型コロナウイルス感染症の影響が拍車をかけてさらに悪化しています。加えて人口減少などの人口動態予測もあり、財政基盤やその構造を抜本的に見直さなければならない現状にあります。もちろん、これまであらゆる方途によって収入増と支出減に努めてきましたが、もはや追いつかない状況にあるといわざるを得ません。そこで、財政改革は、宗門の構造や機構を抜本的に見直す行政改革によって成し遂げられる、ということが「行財政改革」の論旨であります。

特に、本山、教区、組、各寺院のなすべきことを明確に分け、効率的な宗務執行のシステム構築が急務であり、同時に働き方改革や法令遵守の面からも今の時代に即応した効率的な業務環境の整備が求められています。

(2) 宗務機構の見直しについて

「教区及び組の改編」は行政改革の一端であり、改編を機に宗門の機構を変えていこうとするものだとは認識されます。

言うまでもなく大谷派教団の使命は、同朋会運動の推進によって一人の念仏者の誕生を願うことにあり、そのような意味からも、決して教化の停滞や衰退があってはならないと考えます。したがって、機構改革において、教化の充実をどこで確保するかが問題となります。

これまで教区改編については、広域になることによって教化と財政の面において効果をもたらすということで推進されてきましたが、教化の面については必ずしも有効性があるとは断定はできません。当派では、永らく「教財一如」ということを基本姿勢として、あらゆる営みに取り組んできたと実感していますが、その理念は十分認めつつも、事務については、「教」と「財」を分けて考えることはできないでしょうか。つまり、これまでほとんどの教化、金員の流れ、その他の事務に関して、《本山－教区－組－寺院・教会》の関係を貫く形態にあったのですが、そのあり方を見直さなければならないということでもあります。

例えば、教化については力点を絞り「組を基軸とした教化」を推進する、あるいは各寺院・教会から本山に直結した事務のあり方に改める、などが考えられるでしょう。

(3) 中央宗務機構について

宗門の組織機構や職務の内実については、宗門外はともかく宗門内の者にとっても決してわかりやすいものとは言えません。大谷派教団は何を目的とし何を行うのか、そのためにどんな組織で動いているのか、そのようなことを表現した組織構造に改めるべきではないでしょうか。また、俗に言う縦割り行政の解消と業務の効率化も視野に入れるべきだと考えます。

(部局再編成の一例として下記の案を提示します)

宗憲第2条に「教法の宣布と儀式の執行」と謳われているように、まずは教化の部署と儀式崇敬の部署をおく。財務を扱う部署、総合事務の部署、組織部は名前がわかりにくいので寺院門徒部としてその業務を担う。出版広報は別枠で専門部門を設ける。幅が広い教化部門は、例えば寺院僧侶、それから門徒、そして宗派外一般社会へ向けたものと対象別に部内で細分化する。細かい業務は各部署内で担当分けを行う。宗門内の幅広い人材確保も視野に入れ、人事に関する部署は別に置く。

(4) 交付金について

交付金制度については、本山への懇志がいかなる意味を持つのかということをおさえて考えるべきです。教団の近代化の中で生まれた同朋会運動の展開において、地方の

隅々まで教化が行き渡るように、宗派に集まった資金を各地に分配する意味からこの交付金が位置付けられました。しかし、宗派が教化事業を企画しそれを地方へと展開していくスタイルを、今後も続けていくことが望ましいとは限りません。宗派の基幹事業については宗派会計で展開し、各教区や各組の事業は独自性を持ったものにすれば予算規模の見直しもできると思われまます。

行財政改革の内局原案には、2023年度を機に交付金制度を廃止することが示されていますが、廃止の前に交付金率の見直しを検討する方途も考えられます。現行では、教区へ御依頼収納の17%（教化交付金15%、奨励交付金2%）が交付され、この率は内局によって決められています。組への交付率は教区独自で決めることができますが、宗派から組へと直接交付されていた時代の5%という率が、ほとんどの教区で踏襲されている現状があるのです。しかし、教区ごとに教化のウエイトを教区に置くか、組に置くか、さらには各寺院教会にも交付していこうとするか、それらのことも含め、交付金の流れを地域の特性に合ったものへと積極的に見直しははどうでしょうか。

また、交付金廃止となれば、教区財源の確保が問題の焦点となります。各寺院では本山、教区、組、別院へとそれぞれ負担金を収めています。その総額が上がるのであれば理解を得るのは難しいでしょう。しかし、交付金廃止の条件は地方御依頼を現在の額から最低でも17%減とすること、その上で教区及び組の予算規模を抜本的に見直しすれば、自主財源になったとしても負担金総額を減じることができる、このような考え方もできるのではないのでしょうか。

（5）主体的な地方自治組織としての新たな教区像について

今後宗門機構の枠組みの中で、教区あるいは組という組織体をどのように位置付けていくのかということが重要になります。宗務機構の歴史的背景を踏まえつつも、行財政改革を進める上で、今後主体的な地方自治組織確立のために教区、組の位置付けや仕組みを抜本的に見直し、地方への権限移譲が必要だと考えます。地方宗務は当該地域の責任において自主性を持って運営することができれば、地域はもとより宗門全体の活性化に繋がるのではないのでしょうか。

現在の教務所機能は、教務所長の職制上からすれば、中央宗務の出先機関の域を越えないものであります。主体的な地方自治組織確立のためには、教区内の公選によって選出された者が教区運営の主体者となるようなしくみも検討すべきではないのでしょうか。それに伴い、教区会・教区門徒会の役割を見直す必要も考えられます。

（6）教区及び組の改編について

既に発足した岐阜高山教区と九州教区の内実や、第2期改編教区の合意内容などを照らし合わせてみると、各々にかかなりの違いがあることがわかります。支所の位置付

けや機能、教化体制や組織の他、寺院数規模、地理的範囲などに大きな差があり、改編の狙いとされた平準化が是正されていません。

まずは2023年までに17教区実現を図るべく鋭意推進すべきと考えますが、宗門の組織機構の抜本的な改革を志向する意味では、17教区実現にとどめる事なく、大規模広域教区の編成も視野に入れたさらなる改編計画、そして教区機能の再構築の議論が必要だと考えます。具体例として、現在の連区単位を基本として8～10教区程度（北海道、東北、東京、北陸、東海、近畿、中国四国、九州）が想定されます。加えて、組の主体性と活性化を図るためにも、各教区、特に改編当該教区となっていない教区において、積極的に組改編への検討協議、あるいは議論に着手すべきであります。（1組あたり平均30カ寺くらいの規模とし、全国を280カ組程度に再編成）

（まとめ）

抜本的な構造改革（宗務機構の再編成）は、条例等の整備はもちろんのこと、最終的には宗憲改正をも視野に入れなければならないほどの大改革につながるものであります。新たな時代の宗門像の構築には、あらゆる方向から幅広い声を聞き取りながら、慎重に進めなければなりません。その議論を先延ばしにすることはできないほど宗門状況は厳しい状況にあることも事実です。この認識に全宗門人が立ち、闊達な議論ができることを切望します。

IV 別院における諸問題について

2021年2月25日の夕刻、ロサンゼルス日本人街であるリトルトーキョーのシンボルとして、メンバー以外からも親しまれている東本願寺ロサンゼルス別院建物が破壊行為の被害を受けました。新型コロナウイルス感染症に起因するアジア系住民を標的とした人種差別を動機としている事件だと思われませんが、国内外に非常に大きな衝撃を与えました。

東本願寺ロサンゼルス別院輪番は事件を受けて、「仏法に道を聞き開きつつ、いかなる人とも互いの違いを認め合い、尊敬をもって共に生きることができる社会になるよう力を尽くしていかねばなりません。」と声明文を出し、不安な思いをしている方々を励まされました。別院への支援は、現地で寄付金10万ドルが寄せられ、宗派からもお見舞金が届けられましたが、今後も海外開教に対する多方面にわたる惜しみない支援が必要であると思います。

（1）諸課題

1967年に別院振興審議会が設置されて国内全別院の聞き取り調査がまとめられたにもかかわらず、諸課題に改善は見られず、その後2008年に「別院問題研究会」の設置、2010年から2012年までの宗務審議会「別院に関する委員会」では答申が出され予算規模に応じて一定の助成金が交付されることになりました。現在は宗派内の担当部局によるプロジェクトチームが鋭意取り組んでいます。

地域の教化拠点として機能を十分に果たすべく、状況が様々に異なる全別院を、「宗別一体」の基本的な理念の下に、一律の条例で管理運用することは非常に困難であると思われます。規模別にグループ区分して、運用し易くしていく方向に取り組めないでしょうか。また、教化拠点としての機能を発揮すべき別院輪番の責務を考えると、輪番・職員は宗派宗務役員に任用された地元からの職員を充てることや、兼任輪番は徐々に廃止の方向を望む意見もあります。別院の大小を問わず、また宗史上重要な由緒別院についても、地元教区に負担を残したままの状態であり、崇敬区域の枠を超えて募財を呼びかけるには課題が多いのが現状です。今後も時代に即応した別院のあり方を問い続けていかねばなりません。

(2) 今後の展望

86年続いてきた30教区体制が17教区の広域化に生まれ変わろうとする時を迎えるにあたって、教化、財政、組織の全ての分野に影響が及ぶことから、本廟・別院・寺院もその対応に取り組まねばなりません。これまで教務所中心でやってきた教化事業については、エリアや組毎に基軸が移行されていくことでしょう。しかし、現状の組が地域の特性を加えながら主体的事業を展開して行くためには財源や人材の確保そして学習の場所も必要になります。

昨年、新教区として発足した岐阜高山教区では、旧高山教区の高山別院を地区教化センターと位置付け、これまでの御坊別院としての歴史と伝統を尊重した教化体制が構築されました。九州教区では5教区合わせて51あった組が27カ組に編成され、文字通り組を基軸とした教化体制への構築を目指しています。2023年末の全国17教区体制を目指して、それぞれに点在する別院がどのような活動を展開するのか注目されます。また、教化の現場を指導、助言する教化相談員の役割は重要です。改編の準備段階から検討を重ねてきた九州教区や岐阜高山教区には教化相談員が設置され、すでに各地での成果が報告されている寺院活性化支援員の活動との共創も期待されるようです。

また地域社会との交流と活性化の具体例としては、「根室別院活性化プロジェクト」・「井波別院活性化プロジェクト」があり、「四日市別院」においても新しく活性化プロジェクトがスタートしました。「行財政改革 内局案」にある「地域の特性に応じた教化現場のモデルケースづくり」の実践として注視していきたいと思えます。

なお、同じく「内局案」にあるように、17教区以降に更なる広域改編が進むならば、九州教区における四日市別院、鹿児島別院、久留米大谷会館がそうであるように、それ

までの教区会や教化委員会などの決定機関・運営組織が無くなった旧教区において、法人組織を持つ別院が機関・組織の受け皿となって、地域の教化拠点となるケースも考えられるでしょう。

おわりに

以上、各課題について報告してきましたが、今回報告する課題の特徴は、調査研究している事柄の多くが、同時進行で「宗憲に関する懇談会」や当局において論議され、原案作成が為されている事案だったということです。政策集団としての与党会派である真宗興法議員団の政策調査会であるのならば、例えば、原案作成の担当者を招聘し、当該課題をともに議論することを通して、具体的な立案に反映されていくことが理想ではなかったかとも思われます。政策調査会の部会運営のこれからの課題だと感じています。

また、現宗憲制定40周年に際し、今議会で設置案が上程されると予想されていた「宗憲に関する検討委員会（仮称）」について付言します。「はじめに」で述べたように、宗憲改正に及ぶ多様な課題が次々に表出している今、条例に基づく公の機関で、宗参両議会議員および当局が同座して宗憲改正に関して議論する場は非常に重要であり、改正の法的手続においても議会と当局の意思の疎通は不可欠であります。「緊急事態における宗会開催のための法整備」を含め、「待ったなし」といわれる改革が、確かな法的裏付けのもとに推進されるためにも、当局に対して当該委員会を速やかに設置されることを最後に要望し、調査報告とさせていただきます。

真宗興法議員団 政策調査会

会 長／木越 涉
副会長／奥林 曉

【教学教化】

主 任／尾畑 英和
副主任／内記 淨
下谷 泰史
木越 涉
富田 泰成
諸岡 敏
富士澤 丞
訓覇 浩
鳥越 正道
花園 兼有

【財 政】

主 任／佐々木 高
副主任／松岡 憲了
新羅 興正
大橋 秀暢
勅使 忍
東野 文恵
奥林 曉
小林 光紀
轡田 普善
西受 秀文

【制 度】

主 任／今川 雅照
副主任／山田 孝彦
大谷制以知
崖 啓互
八島 昭雄
井上 博
酒井 良
竹内 彰典
草野 龍子
黒萩 裕
酒井 一明

【組 織】

主 任／古賀 堅志
副主任／那須 信純
里雄 康意
清 史彦
滝澤 康俊
沼 秋香
高月 賢瑩
高屋 康順
長峯 顕教
坂本 敏朗
邨上 了圓

真宗大谷派 宗議會
真宗興法議員団

【事務所】〒503-0886 岐阜県大垣市郭町東1丁目33番地 長勝寺内